

## 令和 6 年度における個人情報保護法の施行の状況について (地方公共団体の機関)

### I 調査の目的

この調査は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第165条の定めに従い、法の施行状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、個人情報保護制度の適正かつ的確な運用に資することを目的として行ったものである。

### II 調査の対象

#### 1 対象団体

法第 2 条第11項第 2 号に規定する地方公共団体の機関（3,275団体）

\*\*\*\*\*

○ 都道府県及び市区町村（1,788団体）

○ 一部事務組合及び広域連合（1,487団体）

\*\*\*\*\*

#### 2 対象期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの状況について、令和 7 年 3 月 31 日現在で調査。

#### 3 その他

地方公共団体の機関が行う、法第58条第 2 項第 1 号に該当する業務（病院若しくは診療所又は大学の運営の業務）については、個人情報等の取扱い等に関して、民間部門の規律が適用される。

法第58条第 2 項第 1 号に該当する業務については、調査項目が一部異なるため、「Ⅲ 調査の結果」において、【法第58条第 2 項第 1 号該当業務】に係る件数等として記載している。

### Ⅲ 調査の結果

#### 1 個人情報ファイルの状況

##### (1) 個人情報ファイルの状況

個人情報ファイル（特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの）については、その概要を明らかにすることにより透明性の確保を図るため、法第75条に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している地方公共団体の機関では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、インターネットを利用して公表している。

表1—1 個人情報ファイル数（注）

（単位：ファイル、％）

団体区分	総数	要配慮個人情報を含む
都道府県	25,193 (12.2)	7,108 (28.2)
指定都市	8,330 (4.0)	3,376 (40.5)
市・特別区(指定都市を除く)	110,025 (53.1)	38,085 (34.6)
町・村	54,003 (26.1)	15,005 (27.8)
一部事務組合・広域連合	9,524 (4.6)	2,817 (29.6)
計	207,075 (100.0)	66,391 (32.1)

（注）個人情報ファイル簿が未作成の場合は個人情報ファイル簿に掲載されるべき個人情報ファイルの数を含む。

表1—2 特定個人情報ファイル（注）数

（単位：ファイル、％）

団体区分	総数	要配慮個人情報を含む
都道府県	1,381 (3.8)	631 (45.7)
指定都市	696 (1.9)	439 (63.1)
市・特別区(指定都市を除く)	21,270 (58.5)	11,017 (51.8)
町・村	12,466 (34.3)	5,040 (40.4)
一部事務組合・広域連合	525 (1.4)	252 (48.0)
計	36,338 (100.0)	17,379 (47.8)

（注）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を含む個人情報ファイル。

(2) 個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託の状況

表2 個人情報ファイルの業務委託の状況

(単位：ファイル、%)

団体区分	個人情報ファイル 総数(再掲)	業務委託を実施している		
			うち 再委託(注)を実施	うち 委託先等が外国
都道府県	25,193 (12.2)	3,689 (14.6)	528 (2.1)	6 (0.0)
指定都市	8,330 (4.0)	3,127 (37.5)	1,173 (14.1)	2 (0.0)
市・特別区(指定都市を除く)	110,025 (53.1)	34,846 (31.7)	5,456 (5.0)	20 (0.0)
町・村	54,003 (26.1)	12,405 (23.0)	858 (1.6)	2 (0.0)
一部事務組合・広域連合	9,524 (4.6)	596 (6.3)	144 (1.5)	0 (0.0)
計	207,075 (100.0)	54,663 (26.4)	8,159 (3.9)	30 (0.0)

(注) 再々委託以降も含む。

(3) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供等の状況

法第69条では、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、個別の法令に基づく場合や、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない範囲で一定の要件を満たす場合に限り、認められている。

表3-1 個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供の状況

(単位：ファイル)

団体区分	個別の法令 に基づく場合	法定の要件を満たす場合(注)			
		相当理由 (内部利用)	相当理由 (外部提供)	特別理由 (公益等)	
都道府県	1,170	310	108	189	46
指定都市	687	533	365	176	48
市・特別区(指定都市を除く)	8,844	11,367	8,007	4,302	1,098
町・村	1,243	2,568	1,760	1,022	173
一部事務組合・広域連合	139	124	23	95	15
計	12,083	14,902	10,263	5,784	1,380

(注) 「法定の要件を満たす場合」とは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない範囲で、①行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき、②他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき、③①～②のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき、である(法第69条第2項第2号～第4号)。

一つの個人情報ファイルについて、上記のうち複数の理由により利用目的以外の目的での利用又は提供を行う場合があるため、本表の各理由の値の合計と「法定の要件を満たす場合」の値は一致しない場合がある。

表3—2 個人情報ファイルの利用目的以外の提供の状況  
(外国(注1)にある第三者(注2)への提供)

(単位：ファイル)

団体区分	総数	個別の法令に基づく場合	特別理由(公益等)
都道府県	1	1	0
指定都市	0	0	0
市・特別区(指定都市を除く)	2	2	0
町・村	0	0	0
一部事務組合・広域連合	0	0	0
計	3	3	0

(注1) 本邦の域外にある国又は地域をいう。ただし、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く(法第71条第1項)。以下同じ。

(注2) 法第16条第3項に規定する個人データの取扱いについて法第4章第2節の規定により同条第2項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く(法第71条第1項)。以下同じ。

【法第58条第2項第1号該当業務】

法第18条では、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことは、個別の法令に基づく場合や、人の生命等の保護のために必要な場合で本人の同意を得ることが困難であるとき等に限り、認められている。

また、法第27条では、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することは、個別の法令に基づく場合や、人の生命等の保護のために必要な場合で本人の同意を得ることが困難であるとき等に限り、認められている。

なお、法第27条第5項第3号に基づき共同利用されたことのある個人情報ファイルの数は、26ファイルであった。

表3—3 個人情報ファイルの目的外利用の状況

(単位：ファイル)

団体区分		法定の要件を満たす場合(注)			
		①個別の法令に基づく場合	②相当理由(人の生命等の保護)	③相当理由(公衆衛生等)	④特別理由(国の機関等への協力)
都道府県	3	1	0	2	0
指定都市	0	0	0	0	0
市・特別区(指定都市を除く)	48	47	7	8	0
町・村	6	6	2	2	0
一部事務組合・広域連合	12	12	0	5	0
計	69	66	9	17	0

(注) 「法定の要件を満たす場合」とは、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、である(法第18条第3項第1号～第4号)。

一つの個人情報ファイルについて、上記のうち複数の理由により利用目的以外の目的での利用を行う場合があるため、本表の各理由の値の合計と「法定の要件を満たす場合」の値は一致しない場合がある。

表3-4 個人情報ファイルの第三者提供の状況

(単位：ファイル)

団体区分	法定の要件を満たす場合(注)				
		個別の法令に基づく場合	相当理由(人の生命等の保護)	相当理由(公衆衛生等)	特別理由(国の機関等への協力)
都道府県	115	113	5	7	5
指定都市	53	52	2	0	0
市・特別区(指定都市を除く)	453	384	76	68	63
町・村	18	15	2	2	3
一部事務組合・広域連合	77	53	1	5	29
計	716	617	86	82	100

(注) 「法定の要件を満たす場合」とは、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、である(法第27条第1項第1号～第4号)。

一つの個人情報ファイルについて、上記のうち複数の理由により第三者提供を行う場合があるため、本表の各理由の値の合計と「法定の要件を満たす場合」の値は一致しない場合がある。

表3-5 個人情報ファイルの第三者提供の状況(外国にある第三者への提供)

(単位：ファイル)

団体区分	総数	個別の法令に基づく場合	相当理由(人の生命等の保護)	相当理由(公衆衛生等)	特別理由(国の機関等への協力)
都道府県	0	0	0	0	0
指定都市	0	0	0	0	0
市・特別区(指定都市を除く)	0	0	0	0	0
町・村	0	0	0	0	0
一部事務組合・広域連合	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

## (4) 仮名加工情報を含むデータベース等の状況

表4 仮名加工情報(法第2条第5項)を含むデータベース等(注1)の状況

(単位：件)

団体区分	個人情報取扱事業者から取得したもの(注2)	法第58条第2項第1号該当業務に関し、自ら作成したもの
都道府県	13	3
指定都市	703	0
市・特別区(指定都市を除く)	54	39
町・村	59	3
一部事務組合・広域連合	7	1
計	836	46

(注1) 仮名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は当該集合体に含まれる仮名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

(注2) 個人情報取扱事業者(民間事業者)が法第41条の規定に従い作成した仮名加工情報を地方公共団体の機関が取得した場合で、当該情報を含むデータベース等の数を計上。

(5) 行政機関等匿名加工情報ファイルの状況

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報（法第60条第3項）を作成するときは、特定の個人を識別することができないように、及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない（法第116条第1項）。また、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物として、法第60条第4項において「行政機関等匿名加工情報ファイル」が定義されている。

表5 行政機関等匿名加工情報ファイルの状況

(単位：ファイル、%)

団体区分	総数	要配慮個人情報を含む個人情報ファイルを加工して作成したもの
都道府県	7 (12.7)	1 (14.3)
指定都市	6 (10.9)	6 (100.0)
市・特別区(指定都市を除く)	24 (43.6)	11 (45.8)
町・村	16 (29.1)	3 (18.8)
一部事務組合・広域連合	2 (3.6)	2 (100.0)
計	55 (100.0)	23 (41.8)

(6) 行政機関等匿名加工情報の提案の状況

表6 行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象となったファイル数(注)及び提案件数

(単位：ファイル、件)

団体区分	提案募集の対象ファイル	提案件数
都道府県	5,818	0
指定都市	3,426	30
市・特別区(指定都市を除く)	113	0
町・村	11	0
一部事務組合・広域連合	0	0
計	9,368	30

(注) 各都道府県及び指定都市においては、行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象となる個人情報ファイルを選定する必要がある(法第60条第3項各号のいずれにも該当する個人情報ファイルは提案募集の対象)。なお、都道府県・指定都市以外の地方公共団体の機関については、当分の間、法第111条に基づく提案の募集を行う義務はない。

## (7) 匿名加工情報を含むデータベース等の状況

表7 匿名加工情報（法第2条第6項）を含むデータベース等（注）の状況  
（単位：件）

団体区分	総数
都道府県	14
指定都市	1
市・特別区(指定都市を除く)	7
町・村	25
一部事務組合・広域連合	7
計	54

(注) 匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は当該集合物に含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

## 2 開示、訂正又は利用停止請求の状況

### (1) 開示、訂正又は利用停止決定等の状況

地方公共団体の機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保する上で重要な仕組みとして、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の仕組みが設けられている。

開示請求は、日本国民のみならず外国人も含む全ての自然人が、地方公共団体の機関に対し、当該地方公共団体の機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができるもので、地方公共団体の機関は、不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならない（法第76条、第78条）。

訂正請求は、保有個人情報について開示請求により開示を受けてから90日以内に、当該保有個人情報の内容が事実でないと思料する場合に行うことができるもので、地方公共団体の機関は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、訂正をしなければならない（法第90条、第92条）。

利用停止請求は、保有個人情報について開示請求により開示を受けてから90日以内に、当該保有個人情報が次の①～④に該当する場合には当該保有個人情報の利用停止又は消去を求めることができ、また、当該保有個人情報が次の⑤～⑥に該当する場合には当該保有個人情報の提供の停止を求めることができるもので、地方公共団体の機関は、利用停止請求に理由があると認めるときは、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、当該地方公共団体の機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、利用停止をしなければならない（法第98条、第100条）。

- ① 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しているとき（法第61条第2項違反）
- ② 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しているとき（法第63条違反）
- ③ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しているとき（法第64条違反）
- ④ 法令に基づく場合又は法第69条第2項で認められている場合以外で利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用しているとき（法第69条第1項及び第2項違反）
- ⑤ 法令に基づく場合又は法第69条第2項で認められている場合以外で利用目的以外の目的のために他者に保有個人情報を提供しているとき（法第69条第1項及び第2項違反）
- ⑥ 法令に基づく場合、法第69条第2項第4号で認められている場合又は本人の同意を得た場合以外で利用目的以外の目的のために外国にある第三者に保有個人情報を提供しているとき（法第71条第1項違反）

表8-1 開示、訂正又は利用停止決定等の件数（全体）

（単位：件、％）

区分	新規受付 事案	取下げ事 案 (注1)	決定件数 (①②の 合計) (注2)	開示、訂正又は利用停止決定			不開示、 不訂正又 は不利用 停止決定 (②)	(開示決 定された もののう ち)裁量 的開示 (注3)
				小計(①)	全部	一部		
開示請求	63,625	947	73,068 (100.0)	65,680 (89.9)	32,182 (44.0)	33,498 (45.8)	7,388 (10.1)	1 (0.00)
訂正請求	212	3	207 (100.0)	59 (28.5)	33 (15.9)	26 (12.6)	148 (71.5)	
利用停止 請求	73	2	72 (100.0)	5 (6.9)	5 (6.9)	0 (0.0)	67 (93.1)	

- (注1)「取下げ事案」とは、地方公共団体の機関が請求を受け付けた後に、請求者から当該請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、開示、訂正又は利用停止決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供等により請求をしようとした者が請求を取りやめたものは含まない（表8-2～8-6についても同じ）。
- (注2) 開示、訂正又は利用停止決定等の件数は、請求者への通知の件数を計上している。請求のあった1事案を分割して複数の開示、訂正又は利用停止決定等を行っているものや、関連する複数の事案をまとめて通知しているもの、調査日現在で処理中のものがあることから、「新規受付事案」から「取下げ事案」を除いた件数と「決定件数」は一致しない場合がある（表8-2～8-6についても同じ）。
- (注3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があるとして地方公共団体の機関の判断により開示されたもの（法第80条）（表8-2～8-6についても同じ）。

表8-2 開示、訂正又は利用停止決定等の件数（都道府県）

（単位：件、％）

区分	新規受付 事案	取下げ事 案	決定件数 (①②の 合計)	開示、訂正又は利用停止決定			不開示、 不訂正又 は不利用 停止決定 (②)	(開示決 定された もののう ち)裁量 的開示
				小計(①)	全部	一部		
開示請求	28,511	178	36,191 (100.0)	33,718 (93.2)	13,264 (36.6)	20,454 (56.5)	2,473 (6.8)	0 (0.0)
訂正請求	80	1	78 (100.0)	23 (29.5)	15 (19.2)	8 (10.3)	55 (70.5)	
利用停止 請求	16	0	16 (100.0)	1 (6.3)	1 (6.3)	0 (0.0)	15 (93.8)	

表8-3 開示、訂正又は利用停止決定等の件数（指定都市）

（単位：件、％）

区分	新規受付 事案	取下げ事 案	決定件数 (①②の 合計)	開示、訂正又は利用停止決定			不開示、 不訂正又 は不利用 停止決定 (②)	(開示決 定された もののう ち)裁量 的開示
				小計(①)	全部	一部		
開示請求	5,381	299	5,897 (100.0)	4,519 (76.6)	2,504 (42.5)	2,015 (34.2)	1,378 (23.4)	1 (0.0)
訂正請求	36	2	38 (100.0)	10 (26.3)	5 (13.2)	5 (13.2)	28 (73.7)	
利用停止 請求	12	1	13 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (100.0)	

表8—4 開示、訂正又は利用停止決定等の件数（市・特別区（指定都市を除く））

（単位：件、％）

区分	新規受付 事案	取下げ事 案	決定件数 (①②の 合計)	開示、訂正又は利用停止決定			不開示、 不訂正又 は不利用 停止決定 (②)	(開示決 定された もののう ち)裁量 的開示
				小計(①)	全部	一部		
開示請求	24,411	415	25,426 (100.0)	22,203 (87.3)	12,437 (48.9)	9,766 (38.4)	3,223 (12.7)	0 (0.0)
訂正請求	95	0	90 (100.0)	25 (27.8)	13 (14.4)	12 (13.3)	65 (72.2)	
利用停止 請求	41	1	39 (100.0)	3 (7.7)	3 (7.7)	0 (0.0)	36 (92.3)	

表8—5 開示、訂正又は利用停止決定等の件数（町・村）

（単位：件、％）

区分	新規受付 事案	取下げ事 案	決定件数 (①②の 合計)	開示、訂正又は利用停止決定			不開示、 不訂正又 は不利用 停止決定 (②)	(開示決 定された もののう ち)裁量 的開示
				小計(①)	全部	一部		
開示請求	2,493	30	2,607 (100.0)	2,372 (91.0)	1,581 (60.6)	791 (30.3)	235 (9.0)	0 (0.0)
訂正請求	1	0	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	
利用停止 請求	4	0	4 (100.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	3 (75.0)	

表8—6 開示、訂正又は利用停止決定等の件数（一部事務組合・広域連合）

（単位：件、％）

区分	新規受付 事案	取下げ事 案	決定件数 (①②の 合計)	開示、訂正又は利用停止決定			不開示、 不訂正又 は不利用 停止決定 (②)	(開示決 定された もののう ち)裁量 的開示
				小計(①)	全部	一部		
開示請求	2,829	25	2,947 (100.0)	2,868 (97.3)	2,396 (81.3)	472 (16.0)	79 (2.7)	0 (0.0)
訂正請求	0	0	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
利用停止 請求	0	0	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	

表9-1 全部又は一部を不開示、不訂正又は不利用停止とした理由（全体）

（単位：件、％）

区分	全部又は一部 を不開示とした 事案	理由の内訳				
		不開示情報に 該当	保有個人情報 不存在	法の適用除外	存否応答拒否	その他
開示 決定等	40,886 (100.0)	33,861 (82.8)	6,593 (16.1)	654 (1.6)	249 (0.6)	397 (1.0)
区分	全部又は一部 を不訂正又は 不利用停止とし た事案	理由の内訳				
		地方公共団体 の機関の判断 によるもの	保有個人情報 不存在	他の法令で特 別の手続が定 められているこ とによるもの	その他	
訂正 決定等	174 (100.0)	148 (85.1)	14 (8.0)	1 (0.6)	13 (7.5)	
利用停止 決定等	67 (100.0)	50 (74.6)	2 (3.0)	0 (0.0)	15 (22.4)	

（注）1件の決定において、複数の理由に該当するものがあるため、「全部又は一部を不開示とした事案」の件数及び「全部又は一部を不訂正又は不利用停止とした事案」の件数と「理由の内訳」の合計件数は一致しない場合がある。（表9-2～9-6についても同じ）。

表9-2 全部又は一部を不開示、不訂正又は不利用停止とした理由（都道府県）

（単位：件、％）

区分	全部又は一部 を不開示とした 事案	理由の内訳				
		不開示情報に 該当	保有個人情報 不存在	法の適用除外	存否応答拒否	その他
開示 決定等	22,927 (100.0)	20,515 (89.5)	1,925 (8.4)	607 (2.6)	81 (0.4)	173 (0.8)
区分	全部又は一部 を不訂正又は 不利用停止とし た事案	理由の内訳				
		地方公共団体 の機関の判断 によるもの	保有個人情報 不存在	他の法令で特 別の手続が定 められているこ とによるもの	その他	
訂正 決定等	63 (100.0)	53 (84.1)	8 (12.7)	0 (0.0)	2 (3.2)	
利用停止 決定等	15 (100.0)	9 (60.0)	1 (6.7)	0 (0.0)	5 (33.3)	

表9-3 全部又は一部を不開示、不訂正又は不利用停止とした理由（指定都市）

(単位：件、%)

区分	全部又は一部 を不開示とした 事案	理由の内訳				
		不開示情報に 該当	保有個人情報 不存在	法の適用除外	存否応答拒否	その他
開示 決定等	3,393 (100.0)	2,141 (63.1)	1,224 (36.1)	5 (0.1)	42 (1.2)	121 (3.6)
区分	全部又は一部 を不訂正又は 不利用停止とし た事案	理由の内訳				
		地方公共団体 の機関の判断 によるもの	保有個人情報 不存在	他の法令で特 別の手続が定 められているこ とによるもの	その他	
訂正 決定等	33 (100.0)	28 (84.8)	1 (3.0)	0 (0.0)	6 (18.2)	
利用停止 決定等	13 (100.0)	10 (76.9)	1 (7.7)	0 (0.0)	2 (15.4)	

表9-4 全部又は一部を不開示、不訂正又は不利用停止とした理由（市・特別区（指定都市を除く））

(単位：件、%)

区分	全部又は一部 を不開示とした 事案	理由の内訳				
		不開示情報に 該当	保有個人情報 不存在	法の適用除外	存否応答拒否	その他
開示 決定等	12,989 (100.0)	9,981 (76.8)	3,152 (24.3)	38 (0.3)	110 (0.8)	52 (0.4)
区分	全部又は一部 を不訂正又は 不利用停止とし た事案	理由の内訳				
		地方公共団体 の機関の判断 によるもの	保有個人情報 不存在	他の法令で特 別の手続が定 められているこ とによるもの	その他	
訂正 決定等	77 (100.0)	66 (85.7)	5 (6.5)	1 (1.3)	5 (6.5)	
利用停止 決定等	36 (100.0)	28 (77.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (22.2)	

表9-5 全部又は一部を不開示、不訂正又は不利用停止とした理由（町・村）

(単位：件、%)

区分	全部又は一部 を不開示とした 事案	理由の内訳				
		不開示情報に 該当	保有個人情報 不存在	法の適用除外	存否応答拒否	その他
開示 決定等	1,026 (100.0)	784 (76.4)	211 (20.6)	2 (0.2)	11 (1.1)	28 (2.7)
区分	全部又は一部 を不訂正又は 不利用停止とし た事案	理由の内訳				
		地方公共団体 の機関の判断 によるもの	保有個人情報 不存在	他の法令で特 別の手続が定 められているこ とによるもの	その他	
訂正 決定等	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
利用停止 決定等	3 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	

表9—6 全部又は一部を不開示、不訂正又は不利用停止とした理由（一部事務組合・広域連合）  
（単位：件、％）

区分	全部又は一部 を不開示とした 事案	理由の内訳				
		不開示情報に 該当	保有個人情報 不存在	法の適用除外	存否応答拒否	その他
開示 決定等	551 (100.0)	440 (79.9)	81 (14.7)	2 (0.4)	5 (0.9)	23 (4.2)
区分	全部又は一部 を不訂正又は 不利用停止とし た事案	理由の内訳				
		地方公共団体 の機関の判断 によるもの	保有個人情報 不存在	他の法令で特 別の手続が定 められているこ とによるもの	その他	
訂正 決定等	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
利用停止 決定等	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	

（2）審査請求の状況

ア 開示、訂正若しくは利用停止決定等又は請求に対する不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、地方公共団体の機関に対し、審査請求をすることができる。

表10—1 審査請求の件数（全体）  
（単位：件）

区分	審査請求の件数
開示決定等	1,190
訂正決定等	107
利用停止決定等	25

表10—2 審査請求の件数（都道府県）  
（単位：件）

区分	審査請求の件数
開示決定等	421
訂正決定等	25
利用停止決定等	3

表10—3 審査請求の件数（指定都市）  
（単位：件）

区分	審査請求の件数
開示決定等	200
訂正決定等	15
利用停止決定等	6

表10—4 審査請求の件数（市・特別区（指定都市を除く））  
（単位：件）

区分	審査請求の件数
開示決定等	434
訂正決定等	67
利用停止決定等	13

表10—5 審査請求の件数（町・村）  
（単位：件）

区 分	審査請求の件数
開示決定等	65
訂正決定等	0
利用停止決定等	3

表10—6 審査請求の件数（一部事務組合・広域連合）  
（単位：件）

区 分	審査請求の件数
開示決定等	70
訂正決定等	0
利用停止決定等	0

イ 法第105条において、審査請求を受けた地方公共団体の機関は、審査請求が不適法であるとして却下する場合と、審査請求の全部を認容する場合を除き、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項又は第2項の機関（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決をすることとされている。

令和6年度において地方公共団体の機関が処理すべき審査請求事案について、その処理状況を見ると、以下のとおりとなっている。

表11—1 審査請求事案の処理状況（全体）  
（単位：件、%）

区分	処理すべき件数	処理を終了	取下げ	処理中 （次年度に持ち越し）
開示決定等	2,219 (100.0)	652 (29.4)	61 (2.7)	1,506 (67.9)
訂正決定等	176 (100.0)	38 (21.6)	10 (5.7)	128 (72.7)
利用停止決定等	44 (100.0)	8 (18.2)	4 (9.1)	32 (72.7)

表11—2 審査請求事案の処理状況（都道府県）  
（単位：件、%）

区分	処理すべき件数	処理を終了	取下げ	処理中 （次年度に持ち越し）
開示決定等	916 (100.0)	247 (27.0)	20 (2.2)	649 (70.9)
訂正決定等	69 (100.0)	27 (39.1)	0 (0.0)	42 (60.9)
利用停止決定等	8 (100.0)	1 (12.5)	1 (12.5)	6 (75.0)

表11—3 審査請求事案の処理状況（指定都市）

(単位：件、%)

区分	処理すべき 件数	処理を終了	取下げ	処理中 (次年度に持ち越し)
開示決定等	364 (100.0)	88 (24.2)	7 (1.9)	269 (73.9)
訂正決定等	29 (100.0)	4 (13.8)	3 (10.3)	22 (75.9)
利用停止 決定等	8 (100.0)	1 (12.5)	1 (12.5)	6 (75.0)

表11—4 審査請求事案の処理状況（市・特別区（指定都市を除く））

(単位：件、%)

区分	処理すべき 件数	処理を終了	取下げ	処理中 (次年度に持ち越し)
開示決定等	782 (100.0)	217 (27.7)	31 (4.0)	534 (68.3)
訂正決定等	78 (100.0)	7 (9.0)	7 (9.0)	64 (82.1)
利用停止 決定等	22 (100.0)	3 (13.6)	2 (9.1)	17 (77.3)

表11—5 審査請求事案の処理状況（町・村）

(単位：件、%)

区分	処理すべき 件数	処理を終了	取下げ	処理中 (次年度に持ち越し)
開示決定等	84 (100.0)	30 (35.7)	3 (3.6)	51 (60.7)
訂正決定等	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
利用停止 決定等	6 (100.0)	3 (50.0)	0 (0.0)	3 (50.0)

表11—6 審査請求事案の処理状況（一部事務組合・広域連合）

(単位：件、%)

区分	処理すべき 件数	処理を終了	取下げ	処理中 (次年度に持ち越し)
開示決定等	73 (100.0)	70 (95.9)	0 (0.0)	3 (4.1)
訂正決定等	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
利用停止 決定等	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

表12—1 審査請求に対する裁決の状況（全体）

（単位：件、％）

区 分		計	棄却	認容	一部認容	却下	その他
開示決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	173 (100.0)		87 (50.3)		80 (46.2)	6 (3.5)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	479 (100.0)	370 (77.2)	33 (6.9)	65 (13.6)		11 (2.3)
	計	652 (100.0)	370 (56.7)	120 (18.4)	65 (10.0)	80 (12.3)	17 (2.6)
訂正決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	2 (100.0)		0 (0.0)		2 (100.0)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	36 (100.0)	32 (88.9)	0 (0.0)	4 (11.1)		0 (0.0)
	計	38 (100.0)	32 (84.2)	0 (0.0)	4 (10.5)	2 (5.3)	0 (0.0)
利用停止決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	0 (0.0)		0 (0.0)		0 (0.0)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	8 (100.0)	8 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		0 (0.0)
	計	8 (100.0)	8 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

表12—2 審査請求に対する裁決の状況（都道府県）

（単位：件、％）

区 分		計	棄却	認容	一部認容	却下	その他
開示決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	27 (100.0)		11 (40.7)		16 (59.3)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	220 (100.0)	183 (83.2)	5 (2.3)	29 (13.2)		3 (1.4)
	計	247 (100.0)	183 (74.1)	16 (6.5)	29 (11.7)	16 (6.5)	3 (1.2)
訂正決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	1 (100.0)		0 (0.0)		1 (100.0)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	26 (100.0)	23 (88.5)	0 (0.0)	3 (11.5)		0 (0.0)
	計	27 (100.0)	23 (85.2)	0 (0.0)	3 (11.1)	1 (3.7)	0 (0.0)
利用停止決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	0 (0.0)		0 (0.0)		0 (0.0)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		0 (0.0)
	計	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

表12—3 審査請求に対する裁決の状況（指定都市）

（単位：件、％）

区分		計	棄却	認容	一部認容	却下	その他
開示決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	23 (100.0)		0 (0.0)		21 (91.3)	2 (8.7)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	65 (100.0)	49 (75.4)	6 (9.2)	8 (12.3)		2 (3.1)
	計	88 (100.0)	49 (55.7)	6 (6.8)	8 (9.1)	21 (23.9)	4 (4.5)
訂正決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	1 (100.0)		0 (0.0)		1 (100.0)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	3 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		0 (0.0)
	計	4 (100.0)	3 (75.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)
利用停止決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	0 (0.0)		0 (0.0)		0 (0.0)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		0 (0.0)
	計	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

表12—4 審査請求に対する裁決の状況（市・特別区（指定都市を除く））

（単位：件、％）

区分		計	棄却	認容	一部認容	却下	その他
開示決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	44 (100.0)		3 (6.8)		37 (84.1)	4 (9.1)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	173 (100.0)	122 (70.5)	20 (11.6)	25 (14.5)		6 (3.5)
	計	217 (100.0)	122 (56.2)	23 (10.6)	25 (11.5)	37 (17.1)	10 (4.6)
訂正決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	0 (0.0)		0 (0.0)		0 (0.0)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	7 (100.0)	6 (85.7)	0 (0.0)	1 (14.3)		0 (0.0)
	計	7 (100.0)	6 (85.7)	0 (0.0)	1 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
利用停止決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	0 (0.0)		0 (0.0)		0 (0.0)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	3 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		0 (0.0)
	計	3 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

表12—5 審査請求に対する裁決の状況（町・村）

（単位：件、％）

区 分		計	棄却	認容	一部認容	却下	その他
開示決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	9 (100.0)		3 (33.3)		6 (66.7)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	21 (100.0)	16 (76.2)	2 (9.5)	3 (14.3)		0 (0.0)
	計	30 (100.0)	16 (53.3)	5 (16.7)	3 (10.0)	6 (20.0)	0 (0.0)
訂正決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	0 (0.0)		0 (0.0)		0 (0.0)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		0 (0.0)
	計	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
利用停止決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	0 (0.0)		0 (0.0)		0 (0.0)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	3 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		0 (0.0)
	計	3 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

表12—6 審査請求に対する裁決の状況（一部事務組合・広域連合）

（単位：件、％）

区 分		計	棄却	認容	一部認容	却下	その他
開示決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	70 (100.0)		70 (100.0)		0 (0.0)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		0 (0.0)
	計	70 (100.0)	0 (0.0)	70 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
訂正決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	0 (0.0)		0 (0.0)		0 (0.0)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		0 (0.0)
	計	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
利用停止決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	0 (0.0)		0 (0.0)		0 (0.0)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		0 (0.0)
	計	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

### (3) 訴訟の状況

開示、訂正又は利用停止決定等の取消し等を求める訴訟は、以下のとおりとなっている。

表13 訴訟の状況

(単位：件)

団体区分	新規提訴	判決			
		地方裁判所	高等裁判所	最高裁判所	
都道府県	10	8	5	2	1
指定都市	1	0	0	0	0
市・特別区(指定都市を除く)	7	8	7	1	0
町・村	1	3	2	1	0
一部事務組合・広域連合	0	0	0	0	0
計	19	19	14	4	1

## 3 安全管理措置の運用状況

### (1) 安全管理措置に係る規定の整備状況

法第66条において、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。

これに関し、個人情報保護委員会は個人情報の適切な管理を図るため、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（以下「ガイドライン（行政機関等編）」という。）及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）を策定し、各団体は、ガイドライン（行政機関等編）及び事務対応ガイドを参考に、個人情報の適切な管理に関する定めを整備することとされている。

かかる規定の整備状況について調査したところ、外的環境の把握を除く調査項目（注）のいずれかについて未整備項目がある団体の割合は以下のとおりである。なお、人員やノウハウ不足等を理由に、一部の規定を整備していない団体が確認された。また、調査日現在では未施行であったが、回答時点では施行済みの団体も確認された。

（注）保有個人情報の海外での取扱いがないことを理由として外的環境の把握に係る規定を定めていない団体が多数認められたことから、外的環境の把握以外の規定の整備状況について記載。

表14-1 安全管理措置に係る規定の整備状況

(単位：%)

団体区分	令和6年度	(前年度)
都道府県	4.3	17.0
指定都市	15.0	40.0
市・特別区(指定都市を除く)	13.6	31.2
町・村	24.4	41.7
一部事務組合・広域連合	27.0	51.8
全体	22.6	43.3

（注）外的環境の把握を除いた30項目のうち1つでも未整備項目のある団体。

### 【法第58条第2項第1号該当業務】

法第23条において、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。

これに関し、個人情報保護委員会は個人情報の適切な管理を図るため、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（以下「ガイドライン（通則編）」という。）を策定し、各団体は、ガイドライン（通則編）を参考に、個人情報の適切な管理に関する定めを整備することとされている。

かかる規定の整備状況について調査したところ、外的環境の把握を除く調査項目（注）のいずれかについて未整備項目がある団体の割合は以下のとおりである。なお、人員やノウハウ不足

を理由に、一部の規定を整備していない団体が確認された。また、調査日現在では未整備であったが、回答時点では整備済みの団体も確認された。

(注) 保有個人情報の海外での取扱いがないことを理由として外的環境の把握に係る規定を定めていない団体が多数認められたことから、外的環境の把握以外の規定の整備状況について記載。

表14-2 安全管理措置に係る規定の整備状況

(単位：%)

団体区分	令和6年度	(前年度)
都道府県	12.1	32.4
指定都市	16.7	35.7
市・特別区(指定都市を除く)	8.8	24.8
町・村	15.7	38.9
一部事務組合・広域連合	29.8	55.4
全体	14.3	33.7

(注) 外的環境の把握を除いた30項目のうち1つでも未整備項目のある団体。

## (2) 監査・点検の状況

事務対応ガイドでは、監査責任者（内部監査等を担当する部局の長等）が、保有個人情報の適切な管理を検証するため、定期的に、及び必要に応じ随時に監査を行うこと、また、保護管理者（各課室等の長等）が、各課室等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行うことを求めている。

監査及び自己点検に係る規定を整備している団体のうち、監査及び自己点検を実施していない団体の割合は以下のとおりとなっている。なお、具体的な実施方法が整備されていなかったこと等を理由に、監査及び自己点検が未実施となっている団体が確認された。

表15-1 監査・自己点検の状況

(単位：%)

団体区分	監査未実施の団体の割合		自己点検未実施の団体の割合	
	令和6年度	(前年度)	令和6年度	(前年度)
都道府県	6.4	12.2	8.5	7.9
指定都市	15.0	6.7	5.0	6.7
市・特別区(指定都市を除く)	30.9	38.0	23.0	30.7
町・村	34.5	33.8	27.9	27.1
一部事務組合・広域連合	40.8	31.6	35.5	24.2
全体	35.9	33.7	29.6	26.7

(注) 前年度調査は監査又は自己点検に係る規定を整備済みの団体における監査又は自己点検未実施の団体の割合であり、令和6年度は全ての団体における監査又は自己点検未実施の団体の割合である。

### 【法第58条第2項第1号該当業務】

ガイドライン（通則編）では、講じなければならない措置として、個人データの取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを求めており、そのための手法として、定期的な自己点検又は他部署等による監査を示している。

監査及び自己点検に係る規定を整備している団体のうち、監査及び自己点検を実施していない機関の割合は以下のとおりとなっている。なお、チェックリストが整備されていなかったこと等を理由に、監査及び自己点検が未実施となっている団体が確認された。

表15—2 監査・自己点検の状況

(単位：%)

団体区分	監査未実施の団体の割合		自己点検未実施の団体の割合	
	令和6年度	(前年度)	令和6年度	(前年度)
都道府県	21.2	18.5	21.2	10.7
指定都市	8.3	0.0	8.3	0.0
市・特別区(指定都市を除く)	30.0	37.5	21.2	27.4
町・村	35.7	29.1	27.6	22.4
一部事務組合・広域連合	36.2	26.3	30.9	9.7
全体	31.7	32.0	24.3	22.8

(注) 前年度調査は監査又は自己点検に係る規定を整備済みの団体における監査又は自己点検未実施の団体の割合であり、令和6年度は全ての団体における監査又は自己点検未実施の団体の割合である。

### (3) 個人情報ファイル簿の公表の状況

地方公共団体の機関については、令和5年度から法が適用されたことから、法第75条に基づく個人情報ファイル簿の公表状況を確認したところ、個人情報ファイル簿の作成が必要となる個人情報ファイルを保有している団体で、個人情報ファイル簿を公表していない団体の割合は以下のとおりであった。

表16 個人情報ファイル簿の作成・公表の状況

(単位：%)

団体区分	令和6年度	(前年度)
都道府県	0.0	0.0
指定都市	0.0	0.0
市・特別区(指定都市を除く)	0.8	2.8
町・村	5.5	13.7
一部事務組合・広域連合	14.1	22.7
全体	6.0	12.2

#### 4 利用目的の特定について

法第61条第1項において、行政機関等は保有個人情報の利用目的をできる限り特定しなければならぬとされているところ、個人情報保護担当部署による各部署に対する保有個人情報の利用目的を特定することの周知状況について調査したところ、以下のとおりである。

表17 利用目的を特定することの周知状況

(単位：%)

団体区分	規程等	実務担当者向けの事務マニュアル等	保有個人情報の記録項目や利用目的等を記載した台帳等を各部署において作成	各部署が保有している個人情報の項目等を個人情報保護担当部署に報告
都道府県	29.8	31.9	78.7	53.2
指定都市	50.0	40.0	50.0	55.0
市・特別区(指定都市を除く)	29.3	24.7	56.2	54.7
町・村	32.7	19.7	36.1	33.5
全体	31.3	22.4	46.3	43.7
団体区分	事務連絡文書等で利用目的の特定が必要な旨を伝達	個人情報の取扱い全般について適切に行うよう、各部署に伝達	研修において利用目的の特定が必要なことを伝達	その他
都道府県	48.9	25.5	85.1	4.3
指定都市	50.0	40.0	100.0	5.0
市・特別区(指定都市を除く)	33.1	27.7	52.3	1.0
町・村	17.9	25.4	35.9	1.1
全体	25.8	26.6	45.2	1.2